

建設委員会記録

開催日時 平成27年9月14日(月) 13:02~15:41

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長

清水 勉 副委員長

池田 慎久 委員

森山 賀文 委員

大国 正博 委員

乾 浩之 委員

太田 敦 委員

国中 憲治 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

久保田 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○岩田委員長 それでは、ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言お願いいたします。

○太田委員 数点質問いたします。

まず第1点ですが、バス路線廃止の問題についてお伺いします。この間、奈良県地域交通改善協議会が開かれ、その中で、以前にもご報告があったのですがけれども、昨年10月から7路線10系統の廃止、それからまた現存する路線でも減便や運行時間の変更が今進められており、高齢者、あるいは免許の返納者などの移動制約者といった人がこれから増加するのではないかということも受けて、先ほど報告にあった公共交通基本計画策定委員

会を立ち上げられたかと思うのですけれども、バスの廃止の問題について改めて県の考え方を伺います。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 委員からご指摘があったように、今から3年前の平成24年10月、奈良交通株式会社から、中南和地域のバスネットワークの確保に向けた協議の申し入れがあり、それをきっかけに知事が会長となって、全市町村長、交通事業者代表から成る奈良県地域交通改善協議会を平成25年2月に立ち上げました。

その中の考え方として、従来のバス路線を存続させるための赤字補填という方法から、まず移動ニーズを把握した上で、それに応じた交通サービスの提供体制を構築しようということで、そのために移動ニーズと運賃、財政負担のマッチングを客観的に見ることができるよう指標を設定しました。主に3つあります。

まず1つ目は、ニーズの高さを示すものとして、1便当たり利用者数はどれだけいるのかという、利用者数です。2つ目は、経営の影響で、バス路線の収支率です。3つ目は、財政負担の程度をあらわす1人当たりどれだけの行政負担額がかかっているのかという3つの指標を上げております。

この指標を踏まえて、各路線ごとで把握し、その後、県が場を設定し、奈良交通株式会社やその沿線の市町村との間で60回以上協議を行いました。その結果、先ほど委員から紹介されましたけれども、路線の存続のみならず変更や廃止を決め、その補助のあり方、行政負担のあり方についても、昨年9月に合意形成を至ったところです。

今後、県はその指標を用いつつ、関係者間の協議、あるいは協働、協業といったものを通じて、移動ニーズを踏まえた公共交通を実現していきたいと考えております。その際、例えば従来の路線バスから、複数の市町村が連携してコミュニティーバスを運行する際には、県としても支援を行ってきたいと考えています。加えて、バスのみならず鉄道、あるいはそれ以外の手段も見据えながら公共交通を幅広く捉えて、移動の確保を図ってきたいと考えております。

そういった取り組みをさらに推進するため、奈良県公共交通条例に基づく公共交通基本計画、そして法律に基づく地域公共交通網形成計画を今年度末に策定をすることを目指し、まちづくりや保健、医療、福祉、教育、その他の施策と連携しつつ、公共交通に関する施策を充実させてまいりたいと考えております。以上です。

○太田委員 奈良県地域交通改善協議会の中でいろいろな角度からご検討されているとい

うことですが、地域交通に当たっては、当然高齢化、人口減少も進んでいきますので、そうした中で協議会の中で示されている2つの基準、1つ目が1便当たりの利用者が3人で、平均乗車数密度が2人、最大乗車人数10人以下のバスとしてのニーズが存在しない路線、2つ目が収支率が40%以下で、行政負担が多くなり非効率とみなされた路線であると思うのですが、これを機械的に当てはめるのではなく、それぞれの地域に応じてあくまでも指標という形で適用していくという考え方でよろしいでしょうか。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 委員がおっしゃるように、こういった指標を用いて、それですぐに路線を仕分けるわけではありません。ただ、その置かれている状況は関係の市町村と共有しながら、この指標を踏まえつつ具体的に、例えば便数を減らす、あるいはラッシュアワーの設定を変えるというチューニングをしつつ、さらにその指標の見込みをもう一度シミュレーションした後で、この指標を満たすかどうかを協議を通じながら調整し、よりよく改善していこうということです。

○太田委員 国も地域交通の各補助事業で、市町村を2つ、3つまたがないと、一つの市町村では補助がおりないとか、いろいろな制限があると思います。こうした中で、各市町村でもコミュニティーバスの充実、またデマンドタクシーの導入など、さまざまな努力もされていますけれども、それとあわせて、公共交通が引き続き存続されるように、また新たな委員会も立ち上げられると思いますので、その点でもぜひそうした意見を反映していただきたいと思います。

2点目は関東・東北豪雨で、きのうの9時現在で、死者が4人と行方不明者が15人、負傷者が17人、避難者が約5,600人と大変大きな災害がありました。水害の多い奈良県においては、決して人ごとに思えなかったわけですが、改めて奈良県の河川整備計画が現在どうなっているのか、その点についてまずお伺いします。

○平岡河川政策官河川課長事務取扱 奈良県の河川整備は大和川水系、淀川水系、紀の川水系、その水系ごとの河川整備計画を立て、それに基づいて実施しています。その進捗率ですが、整備率として約36%です。全国平均が46%ですので、それに比べるとおくれしている状況です。整備促進には努力していますが、用地取得や、非出水期にしか工事ができないなどいろいろな制約があり、時間がかかっているのが実情です。さらに昨今、局地的な豪雨が多いということで、特に大和川流域については、河川改修だけではなく、川の中に水が入るのを一旦ためるといった流域対策、昭和57年の災害からやっておりますが、これが非常に有用だということで、力を入れて進めているところです。

いずれにしても、ハード整備というのは限界があります。河川の水位計の増設や、監視カメラの整備をして住民の方々に河川情報を提供するなど、あるいは市町村が、この川が氾濫するとどの辺でどのぐらいの水深になるというハザードマップをつくっております。その支援と申しますか、県で、何々川が氾濫するとこういう状況になるという情報も提供しながら、ハードとソフト両面で河川行政を進めている状況です。以上です。

○太田委員 今回の水害で、テレビなどでも何度も映されているのですけれども、決壊とか越流、越水というのですか、川が堤防を乗り越えてしまうという状況があったかと思うのですけれども、宮城県の災害対策本部では、越水や決壊があったのは、国と県の管理分で11河川の19カ所と、全て規模の小さい支流であったと。河川の整備は大きな川の下流から着手していくと支流が後回しになるのは仕方がないという話も載っております。河川の問題については、何度も議会の中で取り組んでおり、例えば、私の地元の甘田川の河床引き下げなどといったところにも着手していただいておりますが、改めて今回、越水、越流、決壊のおそれがある箇所、とりわけ越水や越流によって決壊するおそれがあるような場所は、本当に想定外のところで起こるのが今回の教訓ではなかったかと思うのですけれども、その点の調査と申しますか、強化していく必要があるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○平岡河川政策官河川課長事務取扱 県が管理している川は、年2回ぐらい巡視点検などをしております。今おっしゃった築堤、要は決壊する危険性の高い箇所については、特に重要な水防箇所位置づけて、年2回点検をしています。それ以外のところは1回ぐらいということで、それと、特別にボーリング調査をしたりといったことにも着手しています。以上です。

○太田委員 浸水常襲地域という形でいろいろな公表もしてもらっているかと思うのですけれども、その点でもやはり危険箇所も示していただき、水害対策を、本当に今回の災害を教訓に、改めて見ていただきたいと思えます。

今回、新たに大和川流域の条例制定ということで、新たな課題、それから制定の趣旨、検討課題を明らかにしていただきました。これについては大変関心がありますので、またこの制定に向けては意見なども地元から聞きながら訴えていきたいと思っております。河川の問題については以上です。

奈良公園の問題を2点お伺いします。

まず第1点目は、(仮称)登大路バスターミナルですけれども、このターミナルについ

ては、大体14台のバスがピーク時にあふれてしまう、それを何とかしなければならないということで、今回計画に上がっているのですけれども、この地域の混雑についても今回のターミナルの計画については作用するのか、どういう効果があるのかまずお伺いします。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 バスターミナルをつくった場合に周辺の交通対策にどのように影響があるかというご質問です。まちづくり推進局では、県土マネジメント部も交えて、この周辺の渋滞対策計画をつくっております。バスターミナルに駐機できるのは14台のバスですが、周辺にある大仏前、高畑、それから今後できる平城宮跡の駐車場、民間の駐車場、例えば、春日大社のような駐車場も含めてバスの対策を講じるということで、ここにコントロールセンターをつくり、できるだけ乗降をこの奈良公園のところでしていただき、駐機は奈良公園の郊外に持っていくことを考えているところです。ですので、ここにバスターミナルができると、民間の小さな駐車場、一般乗用車の渋滞対策も考慮に入れながら、ここでコントロールしていくことを考えているところです。以上です。

○太田委員 次に伺いたいのは、ここは名勝奈良公園に指定されている部分が一部あると思うのですけれども、その際、文化庁との関係でいいますと、実際どのようなお話になっているのかについてお伺いします。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 委員 のおっしゃるとおり、今つくろうというバスターミナルの場所の南側3分の2は名勝奈良公園に指定されていますので、建物をつくる等、現状を大きく変更する場合は、現状変更申請を文化庁に出すことになっています。平成24年から奈良公園基本戦略をつくり、バスターミナルの部分も含めて奈良公園地区整備検討委員会の中で議論してきていただいたところです。またその議論内容を踏まえて文化庁とも事前協議し、昨今何とか基本計画をつくらせていただいて整備検討委員会の中でおおむね合意をいただいたことにより、年内に、現状変更申請を出すべく文化庁と協議をしているところです。以上です。

○太田委員 この委員会の中では、大規模な構造物が景観への影響があるのではないかという意見はありましたでしょうか。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 大規模なという部分について、どこまでが大規模かどうかは別として、もう少し小さくならないのか等の意見があったのは事実です。ただその中で景観を踏まえるに当たって、例えば屋上といいますか、屋根の部分や突き出すひさしの部分等を考慮することによって、吉城

園一帯と道路を挟んだ景観部分について、現在、委員の皆さんにおおむね了解をいただいているという認識です。

○太田委員 当初、平面だったところにこのような構造物を建てることについて、景観上どうなのかという疑問を持っております。それと、もう一つ、飲食物販施設ですけれども、この飲食というのはどのぐらいの規模を考えておられるのでしょうか。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 飲食物販施設については、今の大きさの中でいくと、大体6店舗ぐらいになるのかと思っています。これは、歴史文化体験施設もあわせてつくりますので、歴史文化体験施設と飲食物販ゾーン、そしてバスのコントロールをするセンターの3つの機能の中で、大体6件から7件ぐらいの店舗になると考えています。

○太田委員 6店舗というお話がありました。この間、この周辺の県が建てた施設の飲食店を見ていると、新公会堂は今、レストラン募集中と。それから旧シルクロード館は閉鎖され、奈良県文化会館は今閉鎖で、これでうまくいくのかという疑問を持っています。また、この点については山村議員も本会議で質問いたしますので、そちらのほうでもまたお願いしたいと思います。それともう一つ、奈良市高畑町の裁判所跡地ですが、ここは名勝奈良公園、そして歴史的風土特別保存地区の2つがかかっているという解釈でよろしいでしょうか。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 委員のご指摘のとおりです。

○太田委員 ここを3つのゾーンですか、歴史文化と自然の融合する都市公園ということで、その一つは庭園、あと食とにぎわいということ、そして交流滞在ということで、宿泊施設をつくるという計画になっているということですが、とりわけ宿泊施設は、このゾーンから遺構がたくさん出ているのですよね。これを埋めてそこに建物を建てるという計画でしょうか。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 この場所はもともと、興福寺の塔頭、子院がありました。興福寺の宿泊施設、その後には、大阪の財閥の山口さんという方がここへ来られて別邸を建てられ、やはり宿泊も兼ねたところであった。最後には裁判所の宿泊施設が建っていたと。この中で非常に重要になってくるのは、興福寺の子院であったところの松林院家の中世の遺構、それから明治以降の近世の庭園等の遺構となってきます。近世の部分については今、庭園をベースとしてほぼ復元

することで考えています。中世の遺構については、文化庁等とも協議しておりますけれど、できるだけ地中にあるものを残す形で、過去に建っていた跡地等をうまく利用して、盛り土等によって痛めない形で上に宿泊施設を建てていきたいと考えています。

○太田委員 ここは県有施設で宿泊施設ということになりますと、宿泊される方はこの空間に入ることができるのですけれども、そうでない方は入ることができないということになると思うのです。文化庁の史跡等整備のてびきを見ると、この園内を移動することによってさまざまな経験をもたらす回遊式の庭園、今回、この高畑裁判所跡地もこういう回遊式の庭園という文言が書かれていたのですけれども、これは庭園を構成する単位空間ごと修復及び維持管理のみならず、各単位空間の関係を十分に検討し、庭園全体の構成に関する情報を提供し、歴史的な観賞方法の普及啓発を図る必要があると書かれており、その宿泊施設でなければその空間が体験できないとか、その宿泊施設に入らなければその庭園をその角度からしか見られない部分について広く皆さんに見てもらおうことができないというのは、どうかと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 委員 がご指摘の、広く見てもらえるかどうかという部分については、現在県で管理している吉城園という庭園があります。土塀で囲まれた、奈良公園周辺では珍しく鹿が入らない場所でもありますので、植栽等も含めて非常に庭園として価値の高いものになっているところであります。今回、出てまいりました近世の庭園についても、非常に価値の高いものと認識していますので、宿泊施設のための庭園というよりも、有償ということも考えていこうと思えますけれど、定期的にその庭だけの開放という部分についてしっかり考えていきたいと思えます。やはり土塀があるという部分を捉えてしないと、通常の奈良公園と同じように無料でどこからでも入れるという形にすると、その庭園が持っている本質的な価値を失うことにもなりますので、吉城園の中にも同じように宿泊をする建物がありますように、同等に奈良公園の中のそういう価値の高い庭園として管理していきたいと考えています。

○太田委員 価値の高い庭園というお話がありました。それをどう活用するか、これについては、宿泊施設という形で果たしていいのか、大変疑問を持っており、やはり県有地で県の財産で、みんなに広く見ていただくというあり方が適当ではないかと申し上げておきます。以上です。

○池田委員 まず、地域デザイン推進課課長にお伺いします。

奈良県と市町村とのまちづくりに関する包括協定についてです。現在県下では、どのよ

うな状況になっているのか教えていただきたいと思います。またあわせて、その中で具体的な進捗があれば、その事例もお示しいただけたらと思います。

○本村地域デザイン推進課長 まちづくり連携協定は、昨年度から取り組んでおり、昨年度には6市と締結をしています。今年度に入ってから、7月上旬に大和高田市と、それから7月末に高取町、それから8月に御所市とそれぞれ包括協定を締結して、現在合計9市町と包括協定を締結をしている状況です。

これまで締結した地区では、まちづくりの基本構想の検討や、また検討のための体制づくりを進めているところです。その中での進捗のあったところですが、桜井市は5地区を包括協定の対象地区として指定していますが、この近鉄大福駅周辺地区においては既に基本構想を策定し、7月31日に基本協定を締結したという事例があります。また、同じ桜井市ですけれども、大神神社参道周辺地区についても現在、基本構想の策定について大詰めです。今月末をめどに策定したいというところです。以上です。

○池田委員 皆さんご承知のとおり、包括協定を結んで、その後、基本構想、そして基本協定、さらには個別の事業ごとの協定に進んでいくのが一つの流れです。具体的に桜井市の事例もお示しいただきましたけれども、やはり体制づくりが一番先決なのかと思います。その上で、県とそれぞれの市、町と連携、協議を図りながら事業を進めていくということになると思いますが、私、奈良市民ですので、奈良市とはどうなっているのかが一番気になります。前回のこの委員会でも指摘しましたし、また6月議会でも質問したところですが、何といたっても奈良市の体制のおくれが一番気になりますし、それに伴って、奈良県と奈良市の意思疎通といいますか、この協定に関する4つ地区、連携がきちんとできているのか、協議が進んでいるのかを大変心配をしているところです。その後の調整、協議の状況についてお聞かせいただきたいと思います。また、あわせて次の段階である基本構想並びに基本協定、さらには個別協定へ進んでいく中で、その見通しについてもお示しいただけたらと思います。

○本村地域デザイン推進課長 奈良市との包括協定ですけれども、ことし1月に締結しておりますが、例えば西九条佐保線の都市計画変更に係る手続や平松地区でのまちづくり協議会の開催など、市と連携してプロジェクトを進めてきているところはあります。一方、連携協定に基づいた基本構想の策定に向けては、県と市との検討体制を整えて、それぞれの中心となる担当課同士でワーキンググループを設置し、議論を開始したところもあります。各地区ともこれまで積み重ねてきた一定の成果を踏まえる形で、地区の課題や基本と

なる取り組みの項目等の抽出整理を行っているところです。

今後ですけれども、地区ごとの現状や課題を踏まえてまちづくりの方向性を精査し、基本構想の案の策定を行うこととなりますが、まずは基本構想の策定が目前にあるわけですが、例えば地元との合意形成といったこともありますので、なかなか見通しをばしっと決めることは難しいものですが、市とともに協力し、できる限り早期の基本構想策定に向けて連携して努力してまいりたいと考えています。以上です。

○池田委員 非常に、やんわりとお答えをいただいたわけですが、前回も指摘したように、正直なところ奈良市が動かないのが大変頭の痛いところだと思います。言うまでもなく、まちづくりは市町村が基本で、今回の協定については、そこに県がサポートしていきましょと、支援をしていきましょというスキーム、仕組みです。そういう意味からすると、肝心かなめの奈良市が重い腰を上げるというか、動き出さないと前には進まないということです。聞いてみると、奈良市でも平成26年度の決算が示されているようですが、経常収支比率が99.0%で、赤信号どころか、財政非常事態、こんなことでまちづくり計画が進んでいくのか非常に心配しています。体制づくり、ようやく途についたところですので、県としてもそのあたりうまくコントロールをしていただいて、進めたいと思っています。

前回の建設委員会でも示しましたが、その次の段階である基本構想策定のため、あるいは基本計画策定のために、所要の費用の2分の1を県が負担をしようとする予算化されていますけれども、奈良市はいまだに予算化されていないということです。聞きますと、もうお金がかからないようにするので予算化していないと言っているみたいですが、県は2分の1負担ということで約束どおり予算化をしている。当該の奈良市が予算化できていないことについても、うまく連携、調整がいつているのかと心配があるのです。そのあたりについて、ぜひ県からもうまく誘導していただけたらと思います。

もう1点、新奈良県総合医療センターへのアクセスの改善です。新病院への奈良市側といますか、近鉄西ノ京駅からの道路アクセスの整備について地元から要望がでて、奈良市において、歩道の整備も含めて、計画していただいています。ほとんどが奈良市道ですので、これについて県でどうしていくか、新病院建設に起因をして道路整備の必要があるということです。

現在、奈良市で計画をされている整備、この新病院周辺の道路拡幅並びに歩道、奈良市六条3丁目の交差点の整備状況は今どのようになっているかお示しいただきたいと思いま

す。またあわせて、県としてこの整備事業に対してどのようにかかわっていかうとされているのか、説明いただきたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 近鉄西ノ京駅から新病院へのアクセスについての奈良市との連携というご質問でした。

近鉄西ノ京駅からのアクセスについては、委員からご指摘のあったとおり、奈良市道として、こちらについては県は平成26年度から奈良市が行う事業への補助制度を設け、支援しているところです。

ご指摘の西の京交番のある奈良市六条3丁目の交差点については、形状的にぐいちの形状になっており、見通しも悪く非常に危険な状態であることから、その形状を解消した上で、右折レーンや歩道の設置を行うような交差点改良を計画しているところです。これまで自治連合会と情報交換をしながら、地元の水利組合、土地所有者等と協議、調整し、おむね計画について関係者からご理解を得られたと考えていますが、平成26年5月にはこういったことを踏まえて地形測量を完了したところです。

現在、奈良市で、医療センター前の市道拡幅、それから奈良市六条3丁目交差点のさらに西側の拡幅事業に重点的に取り組んでいる状況ですけれども、先ほどの委員のご指摘のように奈良市六条3丁目交差点については県としても整備優先度の非常に高い箇所であると認識しており、また医療センター前の市道拡幅なども引き続き重点的に取り組んでいくべき箇所であると考えていることから、早期に着手していただけるように予算の確保や、あるいは奈良市の職員の人員確保について奈良市と引き続き協議してまいりたいと思っています。以上です。

○池田委員 地元の奈良市六条校区の連合会の会長さんをはじめ、役員さんに伺いますと、どうもなかなか進んでいないように思うということです。これについても当然奈良市がしっかりと緊急度、重要度を踏まえて予算化を含めて整備をしていただくことが大事です。そういった奈良市の状況ですので、県からうまく指導というのか、誘導をしていただければと思っていますし、またあわせて周辺の整備が奈良市及び奈良県に対して地元から要望が出ています。こちらについてもできるだけ早く整備が図れるようにご努力をいただきたいと思います。

続いて、道路建設課にお尋ねします。

県道奈良大和郡山斑鳩線についてです。この奈良大和郡山斑鳩線は特に奈良市三条大路5丁目交差点から西の京病院にかけて、時間帯にかかわらず慢性的な渋滞状況にあります。

特に、春と秋の観光シーズンには大型バス、観光バスが通り、この路線、この区間については拡幅整備が必要ではないかと考えていますが、どのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○森本道路政策官道路建設課長事務取扱 委員が指摘された県道奈良大和郡山斑鳩線ですが、おっしゃっている区域については、平成25年の地域の主要渋滞箇所として公表している箇所になっています。大変ご迷惑をおかけしていると思ひます。この渋滞に対して最も有効な対策としては、広域交通を受け持つ、現在進めている京奈和自動車道大和北道路と西九条佐保線を整備してこの道路の交通量を減らすことが一番と考えています。この道路については、拡幅とおっしゃった中に4車線の都市計画道路が現在かかっています。しかし、先ほど申したとおり、京奈和自動車道大和北道路が供用されると、奈良大和郡山斑鳩線の交通量は将来的には減少すると考えていますので、現在のところ4車線の拡幅整備は予定していません。

西ノ京の渋滞についてのご質問もありました。これについては道路自体は2車線で整備できているのですが、1日約1万7,000台という交通量があり、県道京終停車場薬師寺線の交わる交差点を中心に渋滞が発生しています。そのため、少しでも改善させるということで、平成25年3月、現況の幅員の中で北行き方向の右折だまりを30メートル確保する工事をした結果、平日250メートルあった渋滞は40メートルまで緩和するという一定の効果は見られております。ただ、現在まだ渋滞が解消されているわけではありませんので、引き続き今の交通の状況を見ながら、当該交差点は家屋が連たんし、非常に難しいところですが、どのような対策ができるか、引き続き検討していきたいと考えています。以上です。

○池田委員 4車線の都市計画道路でありながら、見直しによって現在では予定がないということです。確かに京奈和自動車道ができたり、周辺の環境が変わることによってさまざまな要因でこれまでの渋滞が若干和らぐということも予測を県はされているようですが、答弁があったように、薬師寺東側の交差点は変則な交差点になっていますし、非常に見通しも悪いと。確かに平成25年ぐらいでしたか、右折のレーン整備をされていますけれども、ご答弁があったように、決して、渋滞が解消されたわけではありません。この道路は、県道、幹線道路であります。通過交通もありますし、もちろん近隣住民の生活道路としても重要な路線です。あわせて先ほど申したように観光のシーズンには、観光バスなど観光の車両が非常に集中をする場所です。この交差点をもう少し、しっかりと整備

していただきたい。これをまず早急に用地の買収も含めて、県で計画を立てていただきたいと思っています。このことについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○森本道路政策官道路建設課長事務取扱 委員がご指摘のとおり、ある一定の緩和は見られたのですが、まだ渋滞しているのは事実です。昨今観光バスの交通もかなりふえているという声を聞いておりますので、一旦、今やって緩和したから終わりという意味ではなく、渋滞解消はP D C Aサイクルで常に現地を確認しながら、状況が刻々変化しますので、この辺を見ながらやっていく必要があると常々思っています。この交差点についても平成25年の対処で終わりという意味ではなく、交通量の流れを見ながら必要な対策、今おっしゃられた買収してでもというのも、ごもつともなことと思っておりますけれども、先ほど申した家屋が連たんしている難しい箇所ではありますけれども、住民の方のご協力をいただきながら、検討して進めていきたいと考えております。

○池田委員 西ノ京は、ご存じのように薬師寺、唐招提寺、世界遺産になっています。特に今、中国から多くの観光客が奈良公園の周辺も非常にたくさん歩いておられるのを見かけますけれども、やはり中国人にとって唐招提寺、鑑真というのは、奈良に来たならばまずそこへお参り行かないといけないということらしいです。そういったことから、観光バスがふえている一つの最近の要因なのかと。またあわせて、県が国と協力して進めている平城宮跡の整備が進んでくると、ますますこのあたりの観光周遊ルートが確立されると思いますか、定着してくるのだらうと思います。そうなりますとやはりこの道路整備、今は計画がないということですが、P D C Aサイクルによって、状況を常に検証しながら、先ほど申した交差点はまず早期の計画として、中長期的な計画としては、県道奈良大和郡山斑鳩線の整備についてぜひ検討いただきたいと思っています。

またあわせて、6月議会で質問したのですが、少し東に行きますとJ Rの新駅ができて、京奈和自動車道奈良インターチェンジも設置をされると。当然、ここが奈良市における南の玄関口に将来的にはなり得るわけです。ここから、西ノ京へという観光ルートも出てくるわけですから、それを考えますと、この県道京終停車場薬師寺線の拡幅整備なども、実はこちらでも渋滞しています。ボトルネックになっているのが薬師寺東口交差点であることから、このあたりの東西の道路整備も必要ではないかと考えていますが、県としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○森本道路政策官道路建設課長事務取扱 今後の観光を考えると、県道京終停車場薬師寺線が重要になるのではないかとというご質問だと思います。

京終停車場薬師寺線は、JRの新駅の話が出ましたけれども、奈良市とのまちづくり協定の八条・大安寺周辺地区でJR新駅、奈良インターチェンジを核として整備していく中で、奈良市南部の観光ルート整備がうたわれております。そのような役割を担う京終停車場薬師寺線ですけれども、現状を見ると今一番キーポイントとなっているというか、渋滞箇所となっているのが、京終停車場薬師寺線と国道24号との柏木交差点が県の一番の渋滞ポイントとなっています。これについては、検討を取り組んでおり、その交差点の西側の改良については、6月議会に新規事業として議会でお認めいただいております、具体的な検討に着手しましたところです。また、あわせてその東側については、JR新駅の計画検討にあわせて、国道24号から奈良インターチェンジまでの安全対策等検討する中でその交差点も含めて対応を考えていきたいと思っています。

それから、全線の話が出たのですけれども、全線につきましては柏木交差点の渋滞対策をやりながら、まちづくり連携協定の中で対象とされている奈良市南部の観光ルートをどうしていくのか、京終停車場薬師寺線の東西軸のあり方をどうしていくかを奈良市と協定の中で協議しながら進めていくものと考えております。以上です。

○池田委員 県においては、このような現状をしっかりと常に見ていただいているとは思いますが、実情をさらに見て検証していただき、関係者、関係機関と十分協議の上、計画的に進めていただくことをお願いして質問を終わります。よろしくお願いします。

○大国委員 県営住宅に関する質問をいたします。

日ごろから、住民の皆さんよりさまざまなご意見やあるいはご要望等を承ってきました。風呂の問題であったり、バリアフリー化、エレベーターの設置であったり、さまざまなご要望等もいただけてきました。

奈良県の県営住宅の今後を見ても、多くの県営住宅の老朽化が課題となってくるということもありますし、さらには長寿命化するために外壁塗装であったり、さまざまな取り組みを進めていかなくてはならない問題であったり、考えれば考えるほどたくさんさまざまなご要望また課題があると感じてきたわけです。

そういった中で6月11日に、広島県に勉強に行ってきました。広島県は平成12年から県営住宅事業費の特別会計をスタートされており、その中で取り組んでおられることを学んできました。中にはいい面もあれば、課題が残る面もあったり、さまざまでした。奈良県も今後、大量ストックの建てかえ時期が来るとか、さまざまな財源の措置が要る事案も出てくるかと思っておりますけれども、そういった課題の中で広島県は一体どうしておられる

のかなと感じたわけです。先ほどの話に戻しますと、特別会計を導入したことによって、例えば滞納されている方々が減ってきたことであったり、私たちの家賃が私たちの住んでいる県営住宅のどういうところに生かされているということであったり、さまざまに効果があるのではないかとおっしゃっている一方で、広島県も昭和40年から昭和50年代にかけて建てられた県営住宅の大量の建てかえが迫ってきているという状況の中で、今後、特別会計が維持できるのかどうかを非常に心配されていました。

そういった課題もある中ですがけれども、奈良県の県営住宅に目を移してみても、さまざまところに財源が今後必要になってくるのではないかと思いますし、さらには今進めております地方創生の中で、住んでよしということで、この住宅施策が非常に重要になってくる。特に、高齢者世帯が県営住宅にお住まいの方々の中でもふえてきた。若い方たちに多く住んでいただくためにと、さまざまに考えてもおられると思いますけれども、しっかりと入居者、そして県民の皆様へのサービスの向上も取り組んでいかななくてはならないという現状があると思います。そこで、住宅課長にお尋ねしたいのですけれども、今後、どのようにこの施策を進めていかれ、財源としてのお考えが現時点であれば教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○大島住宅課長 委員より、老朽化が進みつつある県営住宅について、今後どのようにその維持管理あるいは大規模改修などを進めていくのかというご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、県営住宅の多くが建設されてから年数を経過しており、例えば既に耐用年数を経過した簡易平家建て、あるいは簡易の2階建てのストックが約2割ほどあります。それから、耐用年数が残る中層耐火造のストックでも、適切な維持管理あるいはストックの改善といったことが必要となっている現状です。県としては、こうした耐用年数が経過したような老朽化ストックの更新、それから耐用年数が残るストックであっても適切に維持管理あるいはストック改善を進めていくということが大変重要な課題であると認識しており、平成24年に策定した奈良県住生活ビジョンにおいても、老朽ストックの更新や長寿命化のための維持修繕や中層住宅へのエレベーターの設置、あるいは浴槽の設置とその検討を位置づけるとともに、これまで、限られた予算の範囲内ではありますけれども、優先順位をつけて計画的に外壁あるいは屋上の改修などを進めてきたという現状です。また、中層住宅へのエレベーターあるいは浴槽の設置に関しては、設置のスペースの有無や設置の方法、期間、それから費用などの技術的な検討が必要となることから、これも含めて今年度に県営住宅の居住環境の確保方策についての調査検討を行うこととしており、今

後その結果も踏まえて、計画的に県営住宅の維持修繕やストック改善を進めていきたいと考えています。

さらに、耐用年数を経過し老朽化した県営住宅については、例えば耐用年数の残る県営住宅の住みかえの促進、あるいは地域に必要な高齢者や子育て向けの福祉施設等の拠点整備とあわせて、県営住宅の更新を進めることも考えていきたいと思っています。それらの対策を、例えば民間事業者の活用などにより効率的に進めていくことにより、時代のニーズに合った公的賃貸住宅としての役割を果たせるように頑張っていきたいと思っています。以上です。

○大国委員 これから本当に一つ一つ進めていく中でいろいろな課題が見えてくるかと思っています。しかしながら、本当に今住んでいらっしゃる方、また今後入居される方、さらには他府県から奈良県にどんどん住んでいただくための施策も含めて考えていかななくてはならないと思います。また今後こういった機会を捉えて、しっかりと勉強してまた質問したいと思えますけれども、本当にニーズがたくさんあるということは、住宅課長もよくご存じだと思いますし、少しでも皆様のご希望がかなえられるように、また一層のご努力をお願いします。

1点だけ、要望ですけれども、先ほども質問がありましたが、関東・東北地方を襲った宮城県あるいは茨城県の豪雨災害において、鬼怒川等の堤防が決壊しました。先ほど、河川政務官から、年2回ほど点検しているという答弁でしたけれども、今回のこの決壊に伴っての調査、もちろん人命の救出あるいは復旧を第一として取り組んでおられますけれども、その中で見えてきたものをしっかりと検証していただき、この2回の点検で本当なのかどうか、点検項目もどういう中身なのかは答弁がなかったですけれども、本当なのかということ、きめ細かくお願いします。テレビから流れてくる大変ショッキングな映像をごらんになって、多くの奈良県民の皆さんも、我が町で、我が地域でこういったことがあったらどうしようかと。本当にあってはならないことにするためにも、重々に、また慎重に今回の災害というものを捉まえていただき、減災につながるよう取り組んでいただきますように、これは要望でお願いしたいと思います。以上です。

○川口（正）委員 人はいろいろな物の見方ありますし、考え方もあるわけです。そこで、午前の南部・東部地域振興対策特別委員会で再質問しないということで、繰り返しはしませんでしたけれども、一つ気になる県土マネジメント部長の答弁があった。奈良県と和歌山県の道路整備状況にかかわって申し上げた。県土マネジメント部長の答弁に、奈良県側

は道路が長いという意味の話があった。再質問はしないと言ったから、しませんでしたけれども、奈良県も和歌山県も、三重県も京都府も滋賀県も、そんなに道の長さは、変わらないと。ただ、都会なのか田舎なのかという違いはあろうと思う。そこで申し上げたいのは、物事は均衡ある発展、均一と均衡とは違う。田舎だから放っておけとか、放っておくつもりはないけれどもおおよそ疎んじられる、過ぎて疎んずるという、それが過疎でしょう。疎んじてはだめだよと言うのです。和歌山県が隣接県です。そういう意味で何が足りないのか、お互いの働き、政治の関係の働き、財政的な意味での働き、いろいろあります。

そういう意味で、総合的に言うなら、奈良の力、奈良力が弱いということになると思いますけれど、今は国の政治が物事を支配しているわけだから、国に対して積極的な展開が必要だと、こう申し上げなければならないと。奈良県の道が長いからって、長い短いの問題ではないでしょう。人が多いとか少ないなどの問題ではないの。自然の恵みを分かち合っているわけだから。きょうもこれ資料を持っています。地図を見てごらんください。みんな、いつも北が上。発想の転換をなさないと。北和、奈良市を上にした地図を出すなど。発想の転換で、たまに、吉野郡を上にした地図を出してみなさいと。きょうは正規でよろしい。南部・東部のときの会議には南部・東部を上にした地図を出して、これから説明してもらいたい。これ、はっきり言っておきます。国中委員も吉野郡。私は南部振興議員連盟の会長だから、南部の議員を代表して申し上げておく。こんなことで議論をしあうのはどうかと思いますけれど、数十歩歩いて、発想の転換できたわけ。

嫌なこと言うけれど、やっぱり年寄りだと思わないでください。朝、南部・東部地域振興対策特別委員会に出たので、すぐに思い出したのですけれどね、きょうの建設委員会の資料「9月定例県議会提出予定議案の概要」、厚いなと思ったわけだ。みんな感じませんか。これ厚いなと。寒さ、暑さ言っているのではないのですよ。紙の厚みを言っているわけだ。これ、裏を使っていない。物には裏表があるから。朝の南部・東部地域振興対策特別委員会の資料は薄かった。裏表使っている。そんな細かいこと言いなさんなよとおっしゃるかもしれないけれども、点や弧というのは面になるわけだから。そういう意味で人の目というのはいろいろありますよということをおし上げておきたい。

前置きが長かったけれど、みんなお互い地元の問題は気になります。京奈和自動車道、ことしは御所南インターチェンジを開通していただいております。あと、トンネルを抜いていただけると。一生懸命やっただけだと思っておりますけれども、御所南インターチェンジにサービスエリアをつくるという、つくってもらいたい、つくるというような流

れで来ていますけれど、つくってもらいたいという声は大きいけれども、つくりましょうという反応はちらりちらりとは耳に入るけれど、具体的な動きはちっとも伝わってこない。どのような形で展開していただいて、どのような状況に今なっているのか。つまりトンネルが抜け、あと2年たったら大体開通できると。そこまでにきちんとできるのでしょうかということをお尋ねしておきます。

それから、前々から気になっているわけですが、先にこの公共交通、学者さんを中心として、いろいろ検討していただいていると思いますけれども、公共交通といっても基本的にはJR、それから近鉄、奈良交通、これが中心の公共交通機関の体制だろうと思いますが、それに加えて道路改革になると思いますけれども、資料「報告3公共交通基本計画と地域公共交通網形成計画について」に委員からの主な意見と出ています。この会議で、どのような形での問題の提起、あるいは対応策について示された内容を知りたいなど。きょう提起しておきたいのは、ここの「基本的な方針について」で、「将来の交通を放っておくと酷いことになるということがわかるようにはっきりと書いたほうが良い。」という意味、これはわかりづらい。

幾つか書いていますけれども、いずれにしても、基本的な方向としては住んでよし、働いてよし、訪れてよしと。これは、ありがたいことだと思うのです。訪れてよしとは、今、栄えているところへもっと来てくださいという意味なのか、今は静かだけれども、ここへ来てくださいということも含まれているのかどうか。働いてよしというのは、どんどん工場をつくるということであろうと思う。それはそれなりに見える。住んでよし、働いてよし、訪れてよしと、この3つのよしにかかわった基本計画のベースを出した形の協議になっているのかどうか尋ねたい。

ここに書かれている健康増進、つまり、公共交通と病院等との関係、これは大事なことだと思う。加えて申し上げたいのは、過疎というより教育の現場でどんどん少子化が進んでいます。あるいはまた高齢化が進んでいます。高齢化のためという意味では、健康の問題が出る。少子化ということになれば学校合併。どんどん合併するのですよ、なくなるところも出てきます。教育現場との関係で、これが生かされるような展開が必要になってくると思うのです。

そういったもろもろの視点を示されなければ、住んでよし、ここは環境まだよろしいです。山の崩壊も心配ありませんし、見晴らしもいいです、ここにどうぞ住んでくださいと。土地利用との関係もありますけれど、総合的な視点というものは大事なところと。とはい

うものの、交通機関といえども、利便性だけを言うのではなしに運行にかかわっての経営の維持管理というもの、いわば経費が問題になってきます。いずれにしても、公共的な立場に立つ行政府として、積極的に奈良県の繁栄のためにどうあるべきかという視点を積極的に出した形で、示されないことには、従前の交通網のルート中心でしか組み立てていないとするなら、発展がないと言わなければならない。今は、始発駅が、始発点が逆転するわけです。往復するだけです。奈良市内は循環バスがある。奈良県内を循環バスをずっと通す。あるいは奈良県を斜めに線を引くような交通網を考える。均衡ある発展です。まあ口で言うようにはいかないと思う。けれども、そういう発想の転換も含めて、推進をされるに、よし、やろうということをお願いしておきたい。口で簡単に言うように、ああそうしましょうというわけにはならない。そんなことはわかり切ったこと。そういう視点があるのだと。だから発想の転換も大事だということを提起しておきたいのです。

それからもう一つは、上水道と下水道の問題です。先に言いますけれども、水道局長、きょう初めてこの決算書の概略を見たわけです。きょうの流暢な説明を聞いて、耳ざわりも何もなかったから、すうっと入ったけれど、すっと抜けていく。私にはこれに質問する能力がない。予算審査特別委員会、決算審査特別委員会出た際に、創生奈良の担当議員がお尋ねすると思えますけれど、事前に教えてもらいたい。流暢過ぎて、とまりもしなかった。

そういう気持ちです。工場等は、上水も使います。だけれど、使う水は全部を飲まない。捨てるのが大方。そこで、下水道にかかわってどのような処理になっているのか、バランスの問題。この部署は特に直接関係ないが、廃棄物がどんどん出る。廃棄物にはいろいろ規制があつていろいろな問題がある。廃棄物は自社処理ということだが、ほんとに自社処理をやっているのかどうか、疑いを持っている。いろいろな違法処理は、全くないと言い切れない。それはまあ別枠。そういうように供給をされた水が排水をされるのは何%なのか。下水道処理にかかわって、料金等の問題でもある。つまり、管理運営の関係もある。また自社で井戸を掘って水をつくられている分もある。水をくみ取って、水が捨てられている部分もある。これは下水道の関係。それらのバランスの問題がどうなっているのか。きょうすぐに答えられるかって、答えられないです。あえて問題提起しているわけ。私、ふだんの勉強不足だから、ここでしか質問ができない。本来は事前に勉強しておかないといけない、私も。

そういう意味で、あえて申し上げたい。家庭用の排水と工業用の排水の関係と、水道局

が供給している家庭用、工業用の水の供給のバランスがどうなっているのかということも、双方で打ち合わせをしながら実情を教えてください。きょうは問題提起しておきます。答えられる分だけ教えてください。

○加藤県土マネジメント部長 資料については次回からきちんと両面コピーしたいと思います。

御所南インターチェンジのパーキングエリアについてご質問いただきました。この事業については御所市、奈良国道事務所、それから県も入り、調整会議を設け、課題やスケジュールといったものを共有しながら進めているところです。ことし6月に開催されていますけれども、その会議においては、平成29年の春に向け、それぞれ必要な取り組みを推進していこうということでスケジュールも共有化されていると聞いておりますので、平成29年春……。

○川口（正）委員 あなたがやっていることと違うのかいな。聞いておりますって言っているけれど。あなたに期待しているのです。

○加藤県土マネジメント部長 委員会には、直接出ておりませんが、そういう報告を出した職員からしっかり聞いて。

○川口（正）委員 あなたの努力を聞きたいわけや。

○加藤県土マネジメント部長 そういう形で、情報をいただいた上で奈良国道事務所とも連携を図ってしっかり進むように、少しバックヤードになりますけれども、情報を把握して、進捗を見守らせていただいているところですので、また必要があれば、すぐ県としてできるだけのことをしていきたいと考えています。

それから次に、公共交通基本計画についてご示唆をいただきました。住んでよし、働いてよし、訪れてよしという方向に向けて、こういったものをベースにした基本計画として議論されているのかというご指摘をまず賜りましたけれども、8月21日の会議ではキックオフということでしたので、委員の先生方から自由に発言をいただいております。県からのプレゼンとしては、資料の中ほどにありますようにこの「住んでよし、働いてよし、訪れてよしの奈良」の実現に向けて、ご議論をいただくと考えていますし、その中で資料にも記載していますが、まちづくり、保健、医療、福祉、教育、その他さまざまな施策との連携、関連といったものもしっかり捉まえること、それから、公共交通の範囲を幅広く捉えたいと。従来の電車、バスだけではなく、私設バスの活用等々できる算段というものを地域地域、取り組み取り組みの中で見てまいりたいと考えています。2点目、3点

目のご指摘だと思いますけれども、少子化、学校の合併、教育の現場等の視点が必要だ。あるいは、従前の交通ルートだけで考えていたらだめだ、発想の転換、視点の転換が必要だということについても、今後しっかりと受けとめて検討を進めたいと思っていますし、ぜひそういったあたりを含めて次回の委員会では、2回目の委員会の議論の内容、あるいは基本計画の素案についても報告したいと思っています。以上です。

○久保田水道局長 本日十分にお答えできるような内容は持っていません。市町村のように上下水道一本でやっているわけではなく、別々にやっていますので、きょうのご意見も踏まえまして、どういうところに課題お持ちになっているかも伺いさせていただき、資料づくりをしたいと思います。

○乾委員 まちづくり推進局に質問します。

大規模盛土造成地のマップの公表についてですが、見せていただいて、大変だと感じたわけです。その中で、561カ所という数字が出ているのですが、この資料には、どこに561カ所あるのかがわからないわけです。そこに点を入れるなりできなかったのかということ、清水副委員長もおられますが北葛城郡のエリアがこの中に入っているわけです。そういうことで当然、この色塗りの中に561カ所があるということによろしいですね。

○羽山建築課長 561カ所については、県下39市町村全域を調べ、大規模盛土造成地のない市町村もあります。31市町村で561カ所が分布しているということで、どうしても北葛城郡や生駒など、住宅開発が盛んに行われたところについては、たくさん分布しているということです。ちなみに奈良市は奈良市で調査されますので、含んでおりません。以上です。

○乾委員 31市町村ということではわかりましたけれども、その中で、どこが危険な箇所かを、点を打つなりそういうことはできなかったのかということ。

○羽山建築課長 561カ所は先ほどまちづくり推進局長が報告したように、昭和22年の旧地形図と、今の地形図とを機械的に調査し、盛土の定義も規模が3,000平方メートル以上とあるのですが、機械的に抽出した結果が今回の調査結果です。

今後、561カ所について、盛土の厚さによって、滑る確率が高い、あるいはその上に人家がたくさんある、あるいは盛土の造成時期という各要素でもって、この561カ所のうち優先的に詳細な調査をしていく箇所を、今後3カ年ぐらいでピックアップしていきたい。その後、優先的に調査したところについて、ボーリングなどをしていくのに民有地

などで調査しないといけないようなこともありますので、住民の合意形成ができたところから詳細な二次調査をしていく予定です。以上です。

○乾委員 31市町村の危険な箇所があるというのは把握しているわけでしょう。滑るような箇所を。

○羽山建築課長 優先的に調査していく箇所はまだ今現在ありませんので、これから3年かけて優先的に調査していく箇所をこれから調査すると。今現在はありません。

○乾委員 資料「報告5〔参考〕県民への周知リーフレット」にQとAと書いてますけれど、これをこのマップに落とし込むことによって、各市町村に盛土のところがあると指定されることによって、評価価格というのは当然変わってくると思います。世間から見る土地の評価が。これが公表されることによって、例えば、広陵町は3万5,000人弱の人がおられますけれども、これからまだまだふえていく町だと思っています。これを見たらこんなところにこういうのは、危険ではないかと。こんなところに住めないではないかということを感じる人も出てくると思うし、国からやりなさいということをして市町村に投げかけているけれど、本当に県が真剣に取り組んでいただいて、市町村に伝えていっていただかなければ、公表することによって、大変なことになると思います。

また、調べた結果、Aさんの家は危険です、これはこうしなさいよ、こうしないとだめですよということをAさんに言ったところで、当然お金が発生するわけです。お金がなかったら、しようと思ってもできません。そういうとき、町や県や国が、その人に対して補助するということをやっていくのか。うちはしませんという答えが返ってくることもあります。そういうときはどのように対処するのか。

○羽山建築課長 まず、一つ目の地価に影響するのではないかというご質問です。地価に影響ないとははっきりとは申し上げられないのですが、ただ、この造成地マップは、危険な場所を示したハザードマップではありませんで、このリーフレットをつくる时候にも、マップに示された箇所が地震で必ずしも危険というわけではありませんということを強調し、マップをつくっています。繰り返しになりますが、必ず危険というわけではありませんので、旧地形図と今の地形図とを機械的に調査した結果の盛土の事実のあるところを示した点です。

それから、この後、優先的に調査をしていく箇所をピックアップし、そのピックアップした箇所について、実際危ないか危なくないか、ボーリングをしたり、あるいは安定計算をして、本当に危ないかどうかの結果を出すのですが、そのときに対策が必要だということ

とになった場合については、国に補助制度があります。国の補助制度は全て補助が出るわけではありませんので、その箇所に住宅が何戸以上あるという一定の要件を満たしたときは、国の補助金が出る仕組みになっています。以上です。

○乾委員 よくわかりました。また改めて聞きます。

○清水副委員長 3点質問いたします。まず、予算から1点と、2点目、道路認定について、そして3点目は報告の中から、大和川流域における総合治水に関する条例について質問いたします。

まず、昨日、国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）の開通式典、早朝より担当の皆さん出席されて本当にお疲れさまでした。行き帰りにおいて、いろいろな危険箇所等も見せていただきました。その中で、今回の補正予算で道路防災緊急対策事業費として3億1,500万円、箇所数として39カ所を上げられているのですが、平均的に計算すると1カ所当たり800万円程度ですけれども、非常に危険度の高いところ、それと簡易的な方法で対処が可能なものについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

○高木道路管理課長 まず、補正予算の道路防災緊急対策事業の3億1,500万円の内訳ですけれども、道路のり面点検が1億8,900万円、トンネルの坑口緊急対策事業が1億2,600万円です。トンネルについては、記載のとおり新伯母峯トンネルほか38トンネルで、全体で39トンネルの坑口に対して、緊急の対策をするという予算要求です。

この緊急対策については、恒久的な施設をつくる対策工事ではありません。まず、落石等の兆候のあるところについては、そういう石を除去する、特にトンネル坑口の上で防護施設のないトンネルについて、応急的な防護柵をつくる対策工事です。

○清水副委員長 内容については承知しました。ただ、昨日、走行中、落石防護ネット等々から出てきている落石等々かなり見受けましたので、今回の点検に当たり、その他の部分も含めて点検もできるような体制を講じていただきたいと思います。

2点目ですが、道路認定についての案件が提出されております。大和青垣吉野川自転車道線について、6月も質問しましたが、この道路については自転車道であり、京都府から和歌山県まで一連の路線の認定をされるわけですが、それぞれの認定されるのに現在、起点と終点と中間点を指定されている。その中で、全てが県の管理の道路ではないと思います。河川の管理用堤防であったり、市道あるいは町道であるところも一部含まれるのではないのかと思うわけですが、今回、道路認定をされる手続として、全てが奈良県の管理道路であれば問題はないのですが、ほかの資産、市町村道を利用するに当たって、当然のこ

とながら取り決めが多々出てこようかと思えます。その内容についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○木村道路環境課長 副委員長がお述べのとおり、今回の京奈和自転車道、仮称ですけれども、整備については既存の河川管理用堤防を活用したり、あるいは市町村道を活用したり、京都から奈良県を經由し、和歌山市までをつなげるルート整備をしていこうというものです。

副委員長からお話がありました市町村道をどのように管理していくかについては、現在、管理されている道路管理者、あるいは河川堤防の管理をしている河川の管理者等と具体の協議には至っておりません。今後、具体の管理、整備も含めて、それぞれの管理者との協議を進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

○清水副委員長 その具体の協議の内容ですが、当然のことながら、管理者が異なるわけです。管理者の違うものを、違う自治体が整備する、もしくはサイン等を設置するということですので、ほかの資産に対して影響を及ぼすことは地方自治法上の問題もありますので、その法的な対処をするに当たってどのような過程を踏まれるのか。例えば協議会の設置をエリアで設けられるなど、この辺についてはどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○木村道路環境課長 具体的な協議の進め方ですけれども、副委員長がおっしゃったことも含めて、今後検討していきたいと思えます。その中でそれぞれの管理者との維持管理、整備をどうするかを決めていきたいと思えます。以上です。

○清水副委員長 逐次、ご報告をお願いしたいと思えます。

3点目ですが、先ほど大和川流域における総合治水に関する条例の制定についてご報告がありました。現在の総合治水対策については、昭和57年災害当時の流量で、基本的な流量配分をされていると認識しているのですが、この中でまず1点、直轄において遊水地が整備されるわけですが、100万トン級という言葉だけが先行して、いつどこにできるのかがなかなか前に出てきていないのが現状です。まず候補地、それとスケジュール、いつまでに完成させるのか、この辺の目途についてお教えいただきたいと思えます。

○平岡河川政策官河川課長事務取扱 直轄遊水地の状況ですが、大和川の国がつくっている区間の整備計画、平成25年11月にできていますが、それではおおむね王寺町の昭和橋、国道25号、それから上流の板屋ヶ瀬橋、大和中央道、それぐらいの範囲というまだぼやっとした範囲で進められて、実際には、地元の一部入っているところもあるのですが、

町までしか話がっていないといったところもあり、具体的にどこというのは、まだ事業の都合上、国からはあまり公にしないでほしいと言われております。県としては、できるだけ早くやっていただくということで、バックアップしていきたいと思っております。以上です。

○清水副委員長 公にすべき時期ではないというお答えですが、先ほど来、委員の皆さんから問題提起もされております。今回の関東・東北地方の広い範囲での被害がありました。特に昭和57年災害に準じて貯留遊水地、それと総合治水対策における各市町村の受け持ち量が決められているわけですが、なかなかその中での市町村の受け持ち部分がふえてこない、それを何とか直轄でも対応しようということでの遊水地整備だと理解しているのですが、昭和57年以降、一部地点では、ハイウォーターを超える水が出ている。特に最下流部、藤井地点ではハイウォーターを超えた事例が1回か2回あったと記憶しているのですが、計画高水位ですから、当然、この流域に対してこれぐらいの雨が降ればこれだけ出ると想定している。何年確率であれば、これぐらいの流量が流れてくると計算上出てくるわけですが、現実問題、超えていることがあるわけですので、この河川整備計画について一部見直しを行う、そして今回、この条例によって、大和川流域のそれぞれの自治体に対して、受け持ち量をきちんと実行してくださいということも含めて、内容に明記されるのかどうか、この2点を再度お願いします。

○平岡河川政策官河川課長事務取扱 まず、直轄遊水地については、ためる対策ではなく流す対策です。ためる対策というのは、副委員長がおっしゃったように、もう既に昭和57年の災害を機に市町村ごとに、何々市は何トンためるという全て目標が決まっています。それがまだ達成されていない状況です。

ただし、県の条例においては、30年たっているということで新たな課題が出てくると県土マネジメント部長も説明しました。国の流域整備計画も30年たって、見直すところは見直して、県の条例と整合を図るべく、今年度も検討されていると聞いております。以上です。

○清水副委員長 なかなかこの辺に何かが詰まってるようですっきりしない、遊水地については、場所もなかなか確定をしないで、公表もできないという現状であるということですが、100万トンためることが非常に先行していますので、逆意識を持たれている方もひょっとするとおられるかもしれない。遊水地でハイウォーターが下がるから、そんなに内水の対策は危険度が高くないのではないのかと、逆に思われている方もおられるかもし

れません。そういうことがないように、今回条例で、それぞれの住民の責務、奈良県の責務、それと市町村の各自治体の責任をきちんと明記されると理解しているのですけれども、その中で公共下水での内水対策、当然やられているところもあれば、都市計画の決定で内水対策が不要だという場所もありますので、それを越えた、上流域として必要な内水をためていく。総合治水対策の協議会の中で、きちんと条例ができて、機能させてくださいと、上流域の小さな流域、例えば大和川の支川流域ごとでの協議会、支川部協議会という立ち上げも今後検討していただいて、一刻も早く機能が100%に向かうように努力をしていただきたいと思います。

今後ともこの件については条例ができたらよしということではありませんので、実行ある計画、現在は目標の量の半分にも至っていないわけですから、せめて年次計画を立てて、今年度は何%の目標にまで持っていくぐらいのことを県で強く言っていただきたいと思います。以上、要望しておきます。

○岩田委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

本日の委員会に出された意見、要望、よろしく願いいたします。

次に、議会閉会中の審査事件にかかる委員長報告につきましては、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。